

長崎県議会議員一般選挙 投票日 4月10日(日)

投票は午前7時～午後6時

みんなで投票、みんなで参加、あなたの一票大切に

投票ができる人

日本国民で20歳以上の人
(いちばん若い有権者は、平成3年4月11日までに生まれた人になります。)
選挙人名簿に登録されている人
(今回の選挙の登録基準日は、平成23年3月31日ですので、平成22年12月31日までに転入届出をした人が選挙人名簿に登録されます。)
対馬市の選挙人名簿に登録されている人で、転出先の県内市町選挙人名簿に登録されていない人。
対馬市の選挙人名簿に登録されている人で、対馬市から県内に転出した人は「対馬市の各期日前投票所で投票を行う」、「4月10日の投票日当日に対馬市の名簿登録地の投票所で投票を行う」又は「対馬市の選挙管理委員会に不在者投票の請求を行い、転出先の県内の市町選挙管理委員会において投票する」のいずれかの手続きで投票できます。なお、この場合において投票をされる方は、新しい住所地の市町長が発行する「引き続き住所を有する旨の証明書(無料)」又は「住民票の写し」が投票するとき必要となります。証明書は新しい住所地の住民登録窓口で発行されますので、手続きを早めに行ってください。
4月2日以降で、県内の新しい住所地に転出される前であれば、期日前投票所で投票を行うことができます。この場合、上記の証明書及び住民票の写しは必要ありません。

投票ができない人

対馬市の選挙人名簿に登録されている人で、
転出から4ヶ月を経過した人
投票日前日(4月9日)までに県外に転出した人
投票日前日(4月9日)までに死亡された人
ただし、期日前投票を行った方で、その後転出・死亡してもその投票は有効となります。
選挙権停止中の人

市内転居者の投票

平成23年3月22日までに市内転居(対馬市内での異動)の届出をした人は、新しい住所地の投票所で投票することができます。
平成23年3月23日以降に転居の届出をした人は、前の住所地の投票所で投票することになりますので、お間違えのないようお願いします。

期日前投票

投票日当日、何らかの理由で投票所に行って投票できない人は、期日前投票ができます。
期日前投票所に入場券(入場券がなくても本人と確認できれば投票できます。)を持参し、宣誓書を記入したのち、投票用紙の交付を受け、候補者氏名を記入し、そのまま投票箱に投函したら終了です。

期 間 平成23年4月2日(土)～4月9日(土)までの毎日

時 間 8:30～20:00

投票できる場所

対馬市役所 美津島地域活性化センター 豊玉地域活性化センター
峰地域活性化センター 上県地域活性化センター 上対馬地域活性化センター

不在者投票

投票日に次の理由で投票所で投票することが出来ない見込みの人(期日前投票者を除く)は、その旨の宣誓と不在者投票用紙の交付請求の手続きを行い、滞在地の選挙管理委員会又は不在者投票施設等で不在者投票を行うことになります。

4月9日までに対馬市を転出し、新しい住所地の県内の市町選挙管理委員会で投票する見込みの人(「引き続き住所を有する旨の証明書(無料)」又は「住民票の写し」が必要)

選挙期日にわたる観光、病気療養(指定病院等に入院している人を除く)等の旅行で市外に滞在中である人(対馬市以外の市町村の選挙管理委員会で投票する人)

病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院、入所している人(病院長・施設長に不在者投票の請求の申し出が必要)

監獄・少年院等に収容中の人

手続きの方法(不在者投票の請求)

転出や旅行等により、転出先及び滞在地で不在者投票しようとする人は、早めに不在者投票の交付請求を行ってください。告示日前でも不在者投票の交付請求は受け付けています。

指定病院・施設に入院、入所中の患者は、病院・施設等で投票できますので、早めに病院長や施設長等に申し出てください。

郵便投票

郵便投票証明書をお持ちの方は、早めに郵便投票の請求及び交付手続きを行ってください。請求は、4月6日(水)までです。また、身体障害者で身体障害者手帳に「上肢又は視覚の障害が1級である者」、戦傷病者で戦傷病者手帳に「上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者」として記載されている方は、郵便等による代理記載制度もあります。

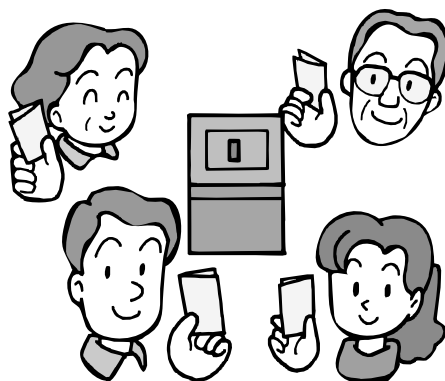
なお、郵便投票等による不在者投票についての詳しいことは、対馬市選挙管理委員会及び各地域活性化センター選挙担当にお気軽にご相談ください。

開票

午後8時30分から「シャインドームみね」で即日開票します。

問い合わせ

対馬市選挙管理委員会	0920(53)6111
美津島地域活性化センター選挙担当	0920(54)2271
豊玉地域活性化センター選挙担当	0920(58)1111
峰地域活性化センター選挙担当	0920(83)0301
上県地域活性化センター選挙担当	0920(84)2311
上対馬地域活性化センター選挙担当	0920(86)3111





任期満了に伴う対馬市農業委員会委員一般選挙が2月10日に告示され、第1選挙区（厳原・美津島・豊玉）、第2選挙区（峰・上県・上対馬）とも立候補者が定数と同数のため無投票により、2月17日決定しました。

対馬市農業委員会委員 20名が決定

第1選挙区（定数12名）

阿比留 和比古（豊玉町廻）
松村 英二（美津島町大船越）
井田 幹男（厳原町小茂田）
佐伯 理（豊玉町和板）
上野 良人（美津島町今里）
吉野 敏（美津島町洲藻）
龍造寺 正房（豊玉町仁位）
永留 光雄（厳原町阿連）
堀江 政武（厳原町久和）
初村 重政（厳原町久根田舎）
鬼橋 孝幸（厳原町田淵）
太田 吉雄（厳原町豆酸）

第2選挙区（定数8名）

上野 秀一（上対馬町豊）
小宮 伸之（上県町瀬田）
中村 國安（峰町吉田）
須川 久己（上県町佐護東里）
縫田 和己（上県町飼所）
永留 廣美（峰町三根）
小宮 正至（上県町瀬田）
島居 康博（上県町佐護西里）

受理番号順、敬称略

観光物産推進本部からのお知らせ

はかりの検査を行います

取引や証明に「はかり」を使用している方は、計量法により、2年に1度、定期検査を受ける必要があります。次の日程で検査を実施しますので、該当する事業者などは必ず検査を受けてください。

～検査の対象となる主な事業場～

農畜産（肉乳品・精米等） 水産 調味 米穀 精肉 鮮魚 青果 ストアー・百貨店
嗜好品（お茶・コーヒー等） みやげ品等 病院・薬局・保健所 協同組合（農協・漁協等）
運送業 雑貨（金物・燃料等） 学校・幼稚園・保育所 その他

【検査日程】

検査日	会場	時間
4月13日(水)	上対馬総合センター	9:30～12:00 13:00～14:00
	一重地区集会所	15:00～16:00
	佐須奈ふるさとセンター	9:30～12:00
4月14日(木)	上県地域活性化センター仁田出張所	14:00～16:00
	中対馬開発総合センター	10:00～12:00
4月15日(金)	峰地区公民館	13:30～15:00
	豊玉町漁業協同組合水崎支所	10:00～11:30
4月20日(水)	仁位生活館	13:00～15:00
	対馬市役所佐須出張所	11:00～12:00
4月21日(木)	対馬市役所豆酸出張所	14:00～16:00
	対馬市交流センター	9:30～12:00
4月22日(金)	地下駐車場	13:00～15:30
	美津島文化会館	9:30～12:00 13:00～15:30
4月27日(水)	美津島文化会館	9:30～12:00 13:00～15:30
4月28日(木)	小船越コミュニティセンター	10:00～12:00



検査を受けなくてよい計量器
家庭で使用されているはかり
民間計量士で検査を受けたはかり

問い合わせ

観光物産推進本部 0920(53)6111
指定定期検査機関(社)長崎県計量協会

長崎県計量検定所 095(844)9892
095(841)9491